

令和5年度

大阪市奨学費 奨学生募集要項

高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校

申請期間

令和5年6月 日 ~ 7月1日(厳守)

お問合せ先

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋 1-16-5

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター

事務管理担当(就学支援グループ)

電話: 06-6115-7641

大阪市奨学費の支給上限額は、保護者等が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合、大阪府「奨学のための給付金」の申請の有無にかかわらず、大阪府「奨学のための給付金」の該当金額を差し引いた後の額になります。(P1を参照)

ご注意
ください!!

- ★保護者等が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす全日制・定時制に通う生徒は、大阪府「奨学のための給付金」の支給額が大阪市奨学費を上回るため、大阪市奨学費を申請し選定されても、大阪府「奨学のための給付金」の申請の有無にかかわらず、大阪府「奨学のための給付金」の該当金額を差し引いた後の額になります。(P1の図を参照)
- ★大阪市奨学費の支給決定後の請求にはレシート等が必要です。

* 大阪市奨学費受給申請書は、P7~8の間に挟んでいます。

1 概要

大阪市教育委員会では、能力があるにもかかわらず経済的理由のために、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。以下「高等学校等」という。）での修学が困難な生徒に対して、奨学費を支給します。

令和5年度「大阪市奨学費奨学生（以下、「奨学生」という。）」の募集（選定）を次のとおり行います。

2 資格

大阪市奨学費は、令和5年7月1日現在、次の（１）～（４）全ての要件を満たす方が対象となります。

（１）高等学校等に在学する生徒

（２）大阪市の区域内に住所がある生徒

大阪市区内に住所があるとは、大阪市住民基本台帳に登録されている方をいいます。

（３）市民税非課税世帯に属する生徒（P14を参照）

又は、児童相談所長が措置を要すると認め都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）に報告を行い、都道府県（政令指定都市）による児童福祉法第27条第1項第3号の措置のうち、児童養護施設入所者及び里親に委託されている方

〔ただし、生活保護法における生業扶助基準に定められている高等学校等就学費の給付を受けている場合は対象外となります。〕

（４）学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒

3 奨学生の選定

奨学生は単年度ごとの申請、選定とし、高等学校等における正規の修業年限を限度としています。

（例：全日制高等学校3年、定時制高等学校4年、通信制高等学校3～4年、高等専門学校5年）

4 支給額等

（１）大阪市奨学費支給上限額と支給決定

第1学年（入学年度に限る。）は年額107,000円以内、それ以外の生徒は年額72,000円以内ですが、**保護者等が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合は、大阪府への申請の有無にかかわらず、府の給付金額を控除した金額が大阪市奨学費の支給上限額になります。大阪府「奨学のための給付金」の対象となる方は、必ず大阪府へ申請してください。**

大阪府の給付金額が大阪市奨学費を上回る場合は、大阪市奨学費は支給されません。

大阪府「奨学のための給付金」以外の「給付型奨学金」を受給する方は、併給調整（支給停止・減額）を行います。

大阪府「奨学のための給付金」（年額） 道府県民税所得割額 非課税世帯の場合 市町村民税 令和5年度予定額				府給付金控除後の 大阪市奨学費の支給上限額	
				第1学年 （入学年度のみ）	左記以外の 学年
国公立	全日制 定時制	第1子	117,100円	0円	0円
		*第2子以降	143,700円	0円	0円
	通信制		50,500円	56,500円	21,500円
私立	全日制 定時制	第1子	137,600円	0円	0円
		*第2子以降	152,000円	0円	0円
	通信制		52,100円	54,900円	19,900円

例 国公立
全日制・定時制
第1学年
第1子
107,000-117,100
= 10,100円 支給0円
第2子以降
107,000-143,700
= 36,700円 支給0円

全日制・定時制に通う生徒は、大阪府「奨学のための給付金」対象外の生徒を除き、大阪市奨学費の支給額は0円になります。

*第2子以降とは、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合は、

a 兄又は姉が高等学校等に在学する場合

b 兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合（働いていないこと）当該兄弟姉妹は親権者に扶養されていることが必要です。

養子縁組していない再婚相手や祖父母等、親権者以外に扶養されている場合は、第2子以降には該当しません。

大阪府「奨学のための給付金」の生活保護（生業扶助）受給世帯への支給額は、国公立32,300円、私立52,600円です。

（２）支給対象品目（P3の「大阪市奨学費対象品目一覧表」をご覧ください。）

入学又は学校教育に要した費用（授業料を除く。）について支給します。

領収書等、費用を証明する書類が必要です。

技能連携制度により、高等学校と専修学校の両方に在籍している場合は、専修学校にかかる費用は対象外となります。

5 申請方法

「大阪市奨学費受給申請書」に、必要書類を添付して、次のとおり、在学する高等学校等に提出してください。

< 申請期限 >

7月1日（厳守） 7月2日以降は申請できません。

< 提出書類 >

- (1) 「大阪市奨学費受給申請書」（以下、「受給申請書」という。）
- (2) 「奨学費振込口座の通帳」のコピー又は「キャッシュカード」のコピー（生徒本人名義の口座）
- (3) 「世帯全員分の健康保険証」のコピー
- (4) 「令和5年度市民税・府民税証明書」等（同一世帯内全員の所得額を確認できる書類）
- (5) 「世帯全員が記載されている住民票の写し」（令和5年6月1日以降の発行で、世帯主との続柄があり、個人番号（マイナンバー）の記載はないものであること）

ただし、上記（4）、（5）については、申請書の収入・所得の確認方法の欄で にチェックし、大阪市教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳の情報について提供を受けることに同意された方（P9を参照）や、措置による児童養護施設入所者及び里親に委託されている方は不要です。

(6) その他必要書類

以下の場合、次の書類も必ず添付してください。

ア ひとり親家庭の場合は、「ひとり親家庭医療証」のコピー（生徒本人分）

ひとり親家庭医療証は、父・母又は養育者の居住地、氏名、有効期間及び生徒の名前、生年月日が確認できるようコピーしてください。（親権者が1名であることを確認するため必要）

イ 児童養護施設入所者の方は「施設在籍証明書」（施設長発行）

ウ 里親に委託されている方は「児童（里親）委託証明書」（こども相談センター所長発行）

なお、審査において大阪市教育委員会が必要と判断した場合は、別途必要書類を求めることがありますので、その際には、指定された書類を速やかに提出してください。

< 個人情報の取扱いについて >

大阪市教育委員会は、申請生徒、保護者等から提出された書類及び同意により提供を受けた情報について、大阪市奨学費審査事務以外の目的で使用することはありません。

参考

大阪府「奨学のための給付金」について

大阪府では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、要件を満たす保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給しています。

申請手続き

国公立の高等学校及び大阪府が認可する私立の高等学校等に在籍している場合は、6月下旬以降に学校から案内がありますので、学校を通じて申請してください。

大阪府認可校以外の私立の高等学校等に在学している場合は、大阪府私学課のホームページ（私立高等学校等奨学のための給付金について）から「受給申請書」及び「封筒用あて先」をダウンロードし、「封筒用あて先」を貼った封筒に申請書と必要書類を入れて、大阪府教育庁私学課へ、7月10日から8月31日(予定)までの申請期間中に郵送する必要があります。

要件

申請年度の7月1日時点において、次の ~ を、全て満たしていること

保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯

保護者等全員が、大阪府内に在住していること

生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、

または高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者であること

生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと

大阪府外の高等学校等に在学している場合も対象です。

なお、休学者が当該年度の3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問合せください。

生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

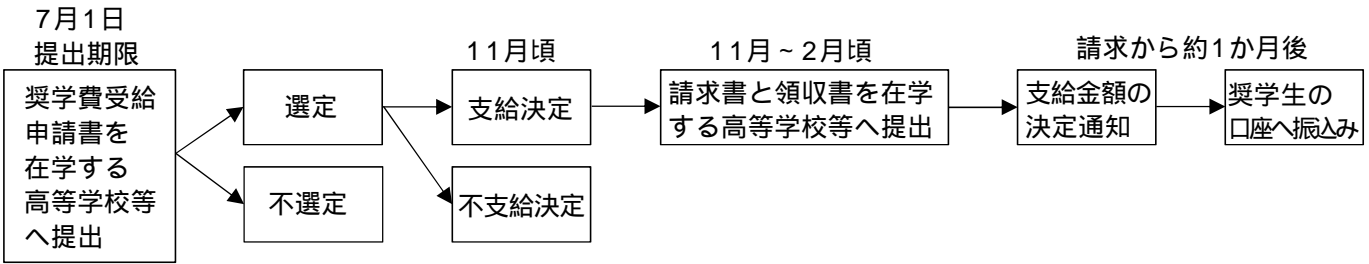
保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯でかつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

< 対象外 > 生徒が、児童福祉施設入所者、里親委託者等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

大阪府からの募集案内の前に、ご質問がある場合は、大阪市教育委員会へご連絡ください。

大阪府への問合せは控えていただきますようお願いいたします。

6 申請から支給までの流れ（現時点での予定です。変更する場合があります。）



大阪市奨学費対象品目一覧表

1 第1学年（令和5年度に入学した者）の生徒のみ

領収書等は申請年度の入学に要したものに限ります。

項 目	具 体 的 品 目
入学検定料	高等学校又は高等専門学校への入学検定料 複数校の検定料も可（公立私立の併願等）
入 学 料	入学した高等学校又は高等専門学校の入学金 入学した学校のみ

2 全奨学生

領収書等の購入（支払）年月日は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までのものに限ります。

項 目	具 体 的 品 目
教科書費	授業で使用する教科書、副読本、ワークブック、辞典（電子辞書）等
学用品費	授業で使用する文房具類、上履き等（めがね、コンタクトレンズは対象外）
実習材料費	授業で使用する体育用品（体操服、運動靴等）、楽器、製図・技術用具、裁縫用具、調理用の材料などの実習費等（部活動にかかる費用は除く）
教科外活動費	遠足・社会見学などの行事費、宿泊を伴う行事費（ただし、修学旅行は除く）等 必修以外のクラブ活動（いわゆる部活動）にかかる費用は対象外
通 学 費	通学のための交通費（令和5年4月1日から令和6年3月31日の分） 通学用自転車購入費・駐輪場代等（学校から許可を受けている場合のみ）
通学用品費	学生服、ブレザー、ネクタイ、シャツ、ブラウス、通学用かばん、通学用靴（学校指定又は学校が認めている物に限る） 水筒（弁当箱は対象外）、傘、レインコート等 私服、靴下、肌着は対象外
学校納付金 （学校徴収金）	学年費、学級費、生徒会費、PTA会費、同窓会費、日本スポーツ振興センター共済掛金等 空調使用料、学校で使用するロッカー代、施設整備費（授業料相当でないもの）

「留意事項」

- ・大阪市奨学費を請求する際は、購入内容を証明するレシート・領収書等が必要です。
ただし、授業で使用する場合でも、パソコンのように汎用性が高い物品は対象外です。
- ・学校納付金が口座引落しで、学校から領収書が発行されない場合は、引落とし金額がわかる部分の通帳のコピーと金額の内訳がわかる学校からのお知らせ等が必要です。
- ・通学費は定期券の写し・交通機関を利用した日付や区間がわかるPiTaPa等の利用明細が必要です。
- ・レシート・領収書等は、品名・購入年月日・金額・購入先・宛名の記載の漏れが無いかを必ず確認してください。
- ・レシート・領収書等の内容が不明な場合は、大阪市教育委員会が購入店に問い合わせることがあります。
- ・虚偽の申請であることが判明した場合、全額支給の決定を取り消すことがあります。

大阪市奨学条例

(目的)

第1条 この条例は、教育の機会均等を得させるため、能力があるにもかかわらず経済的理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。以下「高等学校等」という。）の修学に困難な者に対し奨学費を支給することを目的とする。

(奨学費)

第2条 奨学費は、大阪市教育振興基金から生ずる利子及びその他の収入をもつてこれに充て、毎年予算の範囲内でその額を定める。

(奨学生の資格)

第3条 奨学費の支給を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者(「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7に定める高等学校等就学費の給付を受けている者を除く。)又はこれに準ずると教育委員会(以下「委員会」という。)が認める者
- (3) 学業が優良で性行の善良な者

(手続)

第4条 奨学費の支給を受けようとする者は、委員会に申請しなければならない。

(奨学生の選定)

第5条 奨学生は、委員会が毎年度これを選定する。

(支給額等)

第6条 奨学費は、入学又は学校教育に要した費用(授業料を除く。)に充てるため、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める金額(大阪府から当該費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることができる場合にあつては、当該各号に定める金額から当該給付の額を控除した額)の範囲内において委員会が支給の決定をするものとする。ただし、当該給付の額が、当該各号に定める金額以上である場合は、支給の決定を行わない。

- (1) 第1学年に属する生徒(当該年度中に入学した者に限る。)年額107,000円
- (2) 前号に掲げる生徒以外の生徒 年額72,000円

2 奨学費を支給する期間は、当該奨学費の支給に係る高等学校等における正規の修業年限を限度とする。

(奨学費の支給の決定の取消し)

第7条 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨学費の支給の決定を受けたとき
- (2) 退学したとき
- (3) 第3条各号のいずれかに該当しない者となつたとき
- (4) その他委員会が必要と認めたとき

(奨学費の支給の停止又は減額)

第8条 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、奨学費の支給を停止し、又は奨学費を減額することがある。

- (1) 正当の事由がなく履修学科を変更し、又は転学し、若しくは退学したとき
- (2) 学業成績が著しく不良と認められるとき
- (3) 性行が不良と認められるとき
- (4) 傷病その他の事由により成業の見込がないと認められるとき
- (5) 本市及び大阪府以外の者から第6条第1項に規定する費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることとなつたとき
- (6) 前号に掲げる場合のほか、奨学費の支給が不必要となつたとき
- (7) 休学その他の事由により、所定の支給額が不必要となつたとき
- (8) その他委員会が必要と認めたとき

(奨学費の返還)

第9条 委員会は、第7条の規定により奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨学費が支給されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の奨学費の返還を求めることができる。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

中略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式

令和5年度 大阪市奨学費受給申請書

A

申請者本人	フリガナ	オオサカ	ジロウ	<input checked="" type="radio"/> 男	年齢	申請日
	氏名	大阪	二郎	女	歳	令和5年 月 日
		<input checked="" type="radio"/> 高等学校 <input type="radio"/> 中等教育学校 <input type="radio"/> 高等専門学校			科第	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input checked="" type="checkbox"/> 通信制
連絡先(保護者)	自宅電話番号: - -		携帯電話番号: - -			

B

この申請書の記載内容に誤りがあった場合や、奨学費の支給の決定の全部または一部を取り消された場合、奨学費の返還を申請者本人または保護者に求めることがあります。

C

生計を一にする者 生計を一にする者とは、同居する者全員と別居であっても扶養関係がある者や健康保険証などで生計が繋がっている者などをいいます。

続柄	氏名	生年月日	収入の有無	収入・所得の確認方法 (いずれかにチェック) <small>裏面の注意事項を必ずご確認ください</small>
本人	大阪 二郎 〒530-0005 大阪市 北区中之島1-3-20	明・大・昭平・令 西暦 年 月 日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/>
父	大阪 太郎 〒-	明・大・昭平・令 西暦 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 本人と同じ	<input checked="" type="radio"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/>
母	大阪 花子 〒-	明・大・昭平・令 西暦 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 本人と同じ	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/>
妹	大阪 一花 〒-	明・大・昭平・令 西暦 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 本人と同じ	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
祖母	大阪 梅子 〒-	明・大・昭平・令 西暦 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 本人と同じ	<input checked="" type="radio"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
兄	大阪 一郎 〒名古屋市区 9-8-7-204	明・大・昭平・令 西暦 年 月 日 <input type="checkbox"/> 本人と同じ	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>

裏面の「収入・所得(税情報等)の確認方法について」を必ずご確認ください。

本人から見た続柄

D

上記以外に親権を行う者がいる場合は以下を記入してください。

1 親権者氏名 () 2 住所 ()
 3 生年月日 (年 月 日) 4 当該親権者について、該当する次の にチェックしてください。
 令和5年度市(町村)民税所得割が非課税である。
 令和5年度市(町村)民税所得割が課税である。(当該親権者の課税証明書の提出の必要があります。)

E

家庭状況等について (1、2の該当する数字を で囲み、3、4は人数を記入してください。)

1 父母について 両親あり ひとり親世帯 その他()
 2 同居の祖父母の有無 有り 無し
 3 同居している家族(申請者を含む)の総人数 (5) 名
 4 扶養関係のある別居している家族の人数 (1) 名

裏面にも記入箇所があります。

<受給申請書の記入方法>

記入例を参考にして、ボールペンで記入してください。（鉛筆は不可）
 記入後は、必要書類を添付のうえ、在学する高等学校等へ提出してください。

該当項目	記入内容
<p>A 申請者本人 (生徒)</p>	<p>・「氏名」、「性別」、「年齢」、「申請日」等を記入してください。 年齢には7月1日時点の満年齢を、申請日には受給申請書を在学する高等学校等に提出する日を、記入してください。（7月1日提出期限） ・「在学する高等学校等名」、「学科」、「学年」を記入のうえ、課程にはチェック（レ点）をしてください。 「学科」の例：普通科、商業科、総合学科など</p>
<p>B 連絡先 (保護者)</p>	<p>・申請内容についてお問い合わせすることがありますので、必ず日中に連絡がつく電話番号を記入してください。</p>
<p>C 生計を一にする者</p> <p>〔収入・所得の 確認方法〕</p>	<p>・申請者と同居する者全員について「続柄」、「氏名」、「生年月日」、「住所」を記入してください。申請者から見た続柄（父母兄弟姉妹等）についても必ず記入してください。また、申請者と別居であっても扶養関係にある方については記入してください。 ・収入の有無欄は、収入のある方は「有」、収入の無い方は「無」に を付けてください。 ・在籍学校名欄は、学生の方は必ず在籍する高等学校等名を記入してください。</p> <p>大阪市外の大学などに通っている場合でも住民票を現住所に異動していない場合は、住所欄は「本人と同じ」にチェックしてください。</p> <p>【P9「収入・所得の確認方法についての説明」を参照してください】</p> <p>必ず を選択してください。</p> <p> を選択された方 令和5年1月1日現在大阪市住民基本台帳に登録され、税申告をされている方は、大阪市教育委員会が税情報の内容を確認します。</p> <p>又は を選択された方 「令和5年度市民税・府民税証明書」及び「世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し」が必要です。</p> <p>添付書類が無いものについては、 を選択されたものとして、取扱います。</p>
<p>D 上記以外に親権を行う者がいる場合</p>	<p>他に親権者（同居していない親権者、未成年後見人の選任を受けている方）がいる場合、記入してください。</p> <p>【記入例】</p> <p>1 親権者氏名（未成年後見人：東京 四郎） 2 住所（大阪府 市 丁目 番号） 3 生年月日（昭和 年 月 日） 4 当該親権者について、該当する次の にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 令和5年度市(町村)民税所得割額が非課税である。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和5年度市(町村)民税所得割額が課税である。(当該親権者の課税証明書の提出の必要があります。)</p> <p>措置による児童養護施設入所者、里親に委託されている方は、記入不要です。</p>
<p>E 家庭状況等について</p>	<p>1、2は数字を で囲み、3、4は人数を記入し、1から4まで全て答えてください。 4について、扶養関係のある別居している家族がない場合は、「0」（ゼロ）を記入してください。</p>

高等学校等の在籍期間

- (1) 現在、在籍している高等学校等の学校名、在籍期間を1に記入してください。
- (2) 現在、在籍している高等学校等の前に在籍した高等学校等があれば、2、3に直近のものから記載してください。

高等学校等名		在籍期間	
1	高等学校	平成 令和	5年 4月 1日 ~ 現在
2	高等学校	令和	4年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日
3			年 月 日 ~ 年 月 日

大阪府「奨学のための給付金」以外の給付型奨学金の申請状況等

(次のいずれかの にチェックを入れ、申請している場合は奨学金名を記入してください。)

申請している (奨学金名 奨学金) ・ 申請していない

口座振替の申出

口座は奨学生本人名義のものに限ります。銀行名、支店名、口座番号、口座名義等が記載された通帳の写しを添付してください。

奨学費の支払については、今後、次の私名義の預金口座に口座振替されるよう依頼します。ただし、選定されなかった場合は依頼を取り消します。

振込先金融機関名	銀行		支店		預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通			
	信用金庫		出張所			<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> その他		
口座番号	No.	1 2 3 4 5 6 7					(フリガナ) 口座名義	オオサカ	ジロウ
								大阪	二郎

収入・所得(税情報等)の確認方法について

市民税・府民税の申告を必ず行ったうえで、 ~ を選択してください。

教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意する。

- ・「令和5年度 市民税・府民税証明書」等の提出が省略できます。なお、同意されても税情報等が確認できない場合は必要書類を求める場合があります。
- ・教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意しない。
- ・「令和5年度 市民税・府民税証明書」及び「世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し」の提出が必要となります。

「令和5年度 市民税・府民税証明書」及び「世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し」の書類を提出する。

- ・令和5年1月1日現在、大阪市住民基本台帳に登録されていなかった方。

該当項目	記入内容
F 高等学校等の在籍期間	「高等学校等名」、「在籍期間」を記入してください。新入学の方は入学式の日ではなく4月1日と記入してください。編入学・転学も記入してください。
G 大阪府「奨学のための給付金」以外の給付型奨学金の申請状況等	申請している、申請していないのいずれかにチェックをしてください。今後、申請を予定している給付型奨学金がある場合も、申請しているにチェックを入れて、奨学金名を記入してください。大阪市奨学費は併給調整(支給停止・減額)を行います。
H 口座振替の申出	生徒本人の口座名義であるかどうか確認したうえで、「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」(右詰めで記入)、「口座名義(フリガナ)」を記入のうえ、預金種別欄にはチェックしてください。

貸与型(返済する必要がある)奨学金
高等学校等就学支援金(授業料に対する支援)
は給付型奨学金には当たらないので、記入不要

- 記入に必要な給付型奨学金の例
- ・あしなが育英会 奨学金
 - ・加藤山崎修学支援金 ・加藤山崎奨学金
 - ・USJ奨学金 ・夢みらい奨学金
 - ・山内健二記念大阪奨学育英基金 奨学金
 - ・カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金奨学金
 - ・人志奨学基金 奨学金 ・明日花育英会 奨学金
 - ・船井奨学会 奨学金 ・JPOSH奨学金
 - ・是川奨学資金 ・古岡奨学会 奨学金
 - ・寺西育英会 奨学金 ほか

ゆうちょ銀行も利用できます。

記号 11960 番号 12345671
おなまえ オオサカ ジロウ 様

総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の変換

ゆうちょ銀行 記号 1 1 9 6 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1

振込受取口座 支店 1 9 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

預金種目 (総合口座 通常貯金) 普通預金
通常貯蓄貯金 貯蓄預金

2~3桁目の数字の最後に「8」をつける
桁数にかかわらず最後の「1」をとる

ご利用欄

銀行使用欄

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください

【店名】一九八(読み イチキュウハチ)
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】1234567

「収入・所得の確認方法」についての説明

1 『受給申請書の収入・所得の確認方法欄でチェック を選択した方』

受給申請書の同意をすることにより、大阪市教育委員会が「税情報の活用」について可能となります。「税情報の活用」とは、大阪市教育委員会が申請者に代わって、大阪市の住民基本台帳を活用して、個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けることです。

税情報を活用することにより申請者は証明書の提出を省略することができます。提供を受ける情報の項目については、「令和5年度市民税・府民税証明書」に記載される範囲内です。

(1) 「税情報の活用」について、次の要件を満たしていることが必須となります。

ア 令和5年1月1日現在、大阪市に住所を登録していること

イ 市税事務所等で税申告を済ませていること

未申告の方は令和5年7月19日(水)までに、市税事務所等へ税申告してください。

(2) 「税情報の活用」ができないケース

令和5年1月2日以降、大阪市に転入してきた場合は「税情報の活用」は出来ません。

2 『チェック、チェック を選択した方』

「令和5年度市民税・府民税証明書(所得、扶養人数の記載のあるもの)」及び「世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し」の提出が必要となります。

令和5年1月2日以降、大阪市に転入してきた場合、「令和5年度市民税・府民税証明書」は、令和5年1月1日時点で住所を登録していた市町村にお問い合わせのうえ、取得してください。

大阪市内各市税事務所の連絡先

市税の申告や税証明等についてのご質問は次の市税事務所にお問い合わせください。

市税事務所	住所	電話	担当区
梅田市税事務所	〒530-8216 北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階	4797-2953	北区・西淀川区 淀川区・東淀川区
京橋市税事務所	〒534-8502 都島区片町2-2-48 J E I 京橋ビル4階	4801-2953	都島区・旭区 城東区・鶴見区
弁天町市税事務所	〒552-8505 港区弁天1-2-2-100 大阪ベイトワースト1階	4395-2953	福島区・此花区・西区 港区・大正区
なんば市税事務所	〒556-8670 浪速区湊町1-4-1 大阪シティエアターミナルビル (O C A T) 5階	4397-2953	中央区・天王寺区・浪速区 東成区・生野区
あべの市税事務所	〒545-8533 阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階	4396-2953	阿倍野区・住之江区・住吉区 東住吉区・平野区・西成区

なお、証明書の発行については、市税事務所及び区役所で取り扱っています。

個人情報について

大阪市教育委員会が提供を受けた税情報については、「大阪市個人情報保護条例」に基づき適切に取扱うとともに、「大阪市奨学費」業務以外の目的には使用いたしません。

令和5年度 市民税・府民税証明書
(令和4年中の所得証明書)

見本

納税義務者	住所	大阪市北区扇町2丁目1番27号	大阪市奨学費は、市民税非課税世帯が対象となりますので、「所得割額」及び「均等割額」が「0円」であるか確認してください。
	令和5年1月1日現在住所(所在地)	同上	
	氏名	北浜 天満	

市民税・府民税額(円)		課税標準額(計)		¥0
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税	¥0	¥0	¥0	¥0
府民税	¥0	¥0	¥0	

所得金額(円)	給与支払金額	(¥1,800,000)	以下	余白
	給与所得	¥1,800,000		
	合計	¥1,800,000		

所得控除額(円)					
社会保険料	¥288,000	寡婦・寡夫・ひとり親	¥350,000	配偶者特別	¥0
小規模共済等掛金	¥0	勤労学生	¥0	基礎	¥430,000
生命保険料	¥70,000	障がい者	¥0	雑損	¥0
地震保険料	¥0	配偶者・扶養	¥0	医療費	¥42,000
合計				¥1,180,000	

税額控除額(円)					
区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除	¥0	¥0	寄附金税額控除	¥0	¥0
配当控除	¥0	¥0	所得割調整額・外国税額控除	¥0	¥0
住宅借入金等特別控除	¥0	¥0	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	¥0	¥0

同一生計配偶者	無	扶養親族	0人	特定老人(内同居)	0人(0人)	16歳未満	1人	その他	1人	合計(配偶者除く)	2人	本人該当	特別障がい	その他障がい	寡婦	特別寡婦	寡夫	ひとり親	勤労学生	事業専従者	区分	〃	
特別障がい者(内同居)	0人(0人)	その他障がい者	0人	合計(本人除く)	0人															専従者数	0人	給与額等	¥0

(備考) 空白

扶養親族欄に数字が印字されているか確認してください。(***は不可)

(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び()について使用する場合があります。)

区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
		¥0	¥0	¥0
		¥0	¥0	¥0

「非課税」と記載があれば、所得の申告が未申告です。市税事務所で所得の申告を行い、証明書を発行してもらってください。

区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除	¥0	¥0	寄附金税額控除	¥0	¥0
配当控除	¥0	¥0	所得割調整額・外国税額控除	¥0	¥0
住宅借入金等特別控除	¥0	¥0	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	¥0	¥0

上記のとおり相違ないことを証明します。
税証第 *** - *** 号
令和5年6月5日

大阪市長 印

変更の届け出について

受給申請書の提出後又は奨学生に選定された後に、次の変更があった場合は、P12にある第8号様式「奨学生等変更届」を速やかに提出してください。

1	住所及び氏名その他世帯の状況に変更があった場合
2	預金口座等の支給の方法に関する事項に変更があった場合
3	高等学校等就学費(「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7に定めるもの)を受給することとなった場合
4	他の給付型の奨学金を受給することとなった場合
5	奨学費の支給が不必要となった場合
6	その他大阪市教育委員会が照会した事項に変更があった場合

大阪市奨学費の支給決定の取消し、停止又は減額、返還について

1 奨学生に対する支給の対象となる期間については、資格要件の確認日(7月1日)後に次のアからオの事由が発生した場合、該当する期間は支給対象になりません。支給決定の後に発生した場合、該当する期間を取消し、または停止します。その他、次のカの事由は、大阪市奨学費支給上限額の調整を行います。

ア 退学したとき(退学日以後の期間)

イ 停学、休学が判明したとき(当該停学、休学の期間)

ウ 本市の区域外に転居していることが判明したとき(転居日以後の期間)

エ 生活保護における高等学校等就学費を受給していたことが判明したとき(当該受給期間)

オ その他、支給要件に該当しない事由が生じたとき

カ 他の給付型の奨学金を受給することとなったとき(その受給額を支給停止・減額)

なお、4月から6月の間で上のアからオに該当する期間がある場合も、該当する期間は支給対象とはなりません。

虚偽の申請をしていたことが判明したときは、支給決定の全部を取り消すことがあります。

2 返還について

奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨学費が支給されている場合は、当該取消しに係る額の奨学費の返還を求めます。

3 審査請求について

奨学費の選定(不選定)、支給決定(不支給決定)、全部取消・一部取消、停止・減額の各決定について、不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3箇月以内に大阪市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

令和 年度 奨学生等変更届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会 様

学校名

学年 第 学年

生徒名

(選定番号)

保護者名

次のとおり変更があった為、届け出ます。

記

変更内容

受領日 令和 年 月 日

学校名

<大阪市奨学条例施行規則抜粋>

(異動の届出)

第11条 奨学生又は奨学費の申請を行っている者は、次に掲げる場合には、奨学生等変更届(第8号様式)に委員会が定める書類を添えて、委員会に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名その他世帯の状況に変更があった場合
【世帯全員の住民票を添付してください。】
- (2) 預金口座等の支給の方法に関する事項に変更があった場合
【奨学生本人の名義の通帳写しを添付してください。】
- (3) 高等学校等就学費(「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7に定めるもの)の給付に関する事項に変更があった場合
【生活保護決定通知書の写しもしくは生活保護適用証明書を添付してください。】
- (4) 条例第8条第5号の金銭の給付に関する事項に変更があった場合
【決定通知書の写しもしくは、受給金額のわかる書類等を添付してください。】
- (5) 奨学費の支給が不必要となった場合
- (6) その他委員会が照会した事項に変更があった場合

(注釈)

大阪市奨学条例第8条第5号

「本市及び大阪府以外の者から第6条第1項に規定する費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることとなつたとき」

申請書一式に係るチェックシート

大阪市奨学費を申請するにあたって、申請に必要な書類に不足等があった場合は選定することができません。つきましては、申請を円滑に行うため、高等学校等への提出前に、P6～8の<受給申請書の記入方法>に沿って記入しているかを確認し、最終チェックとして本シートをご活用ください。

1 申請書（記入漏れがないか、確認してください）

チェック	受給申請書の欄
【表面】	『申請者本人』 氏名、申請日、学校名、学年等が記入されていますか
	『連絡先』 日中に問い合わせ等の連絡ができる電話番号が記入されていますか
	『生計を一にする者』 ~ のいずれかを選択していますか
	『上記以外に親権を行う者がいる場合』 該当しない場合は記入不要です
【裏面】	『家庭状況等について』
	『高等学校等の在籍期間』 具体的に、年月日までを記入してください
	『大阪府「奨学のための給付金」以外の給付型奨学金の申請状況等』
	『口座振替の申出』 生徒本人口座に限ります（保護者口座不可）

2 添付書類（添付漏れがないか、確認してください）

チェック	必要書類
	『奨学費振込口座の「通帳」のコピー（生徒本人名義の口座）』
	『同一世帯内全員の所得額を確認できる書類』 受給申請書の収入・所得の確認方法の欄で にチェックした場合は不要です
	『世帯全員が記載されている「住民票の写し」』 令和5年6月以降の発行で世帯主との続柄が必要、個人番号（マイナンバー）のないもの 受給申請書の収入・所得の確認方法の欄で にチェックした場合は不要です
	『世帯全員分の「健康保険証」のコピー』

該当する場合は、次の書類も必ず添付してください（P2の5（6）「その他必要書類」を参照）

チェック	必要書類
	『「ひとり親家庭医療証」のコピー』
	『施設在籍証明書』（施設長発行分）
	『児童（里親）委託証明書』（こども相談センター所長発行）

3 申請書等の再確認

	以上、全ての確認を済まされた方は、左の にチェックをし、申請を行ってください。
--	---

大阪市奨学費よくある質問

Q1 大阪府「奨学のための給付金」の申請を忘れてしまったら、どうなりますか？

A1 保護者等が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合は、大阪府への申請の有無にかかわらず、該当する大阪府「奨学のための給付金」の額を控除します。このため、全日制と定時制の高等学校の場合、基本的に大阪市奨学生に選定されたとしても、大阪市奨学費の支給はありません。

Q2 大阪市奨学費を申請すれば、大阪府「奨学のための給付金」も申請したことにならないのですか？

A2 大阪市と大阪府で実施主体が異なるため、別々に申請が必要です。

Q3 大阪市奨学費を申請しなくても、大阪府「奨学のための給付金」の申請はできますか？

A3 大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合、大阪府の募集時期に申請できます。

なお、大阪府「奨学のための給付金」は生徒の在学する高等学校によって提出先が異なります。

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| { | ・国公立と大阪府が認可する私立 | 学校を通じて提出 |
| | ・大阪府認可校以外の私立 | 大阪府へ直接提出 |

Q4 申請期限の7月1日までに必要書類が全部そろわないのですが、どうすればいいですか？（健康保険証の発行手続き中など）

A4 申請期限までに「大阪市奨学費受給申請書」を提出し、そろっていない書類は、そろい次第、速やかにご提出ください。なお、追加書類の提出がなく、資格の確認ができない場合、大阪市奨学生として不選定となることがあります。

提出時には、何がそろっていないか（例： <名前>の健康保険証コピー不足など）、学校名、申請者（生徒）名をメモに書いて申請書に付けてください。

Q5 市民税非課税世帯とは？

A5 同じ住所に住んでいて、同一の生計を営んでいる家族全員が、市民税非課税の条件に当てはまることです。また、別居でも、同一の生計（扶養関係がある等）となる家族も審査に含めます。なお、海外で勤務している等市民税非課税であることを確認できない家族がある場合等は、大阪市奨学生に選定できません。